

教 生 学 第 7 4 8 号
令和3年（2021年）1月13日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市教育委員会を除く）
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一
北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 藤 田 善 治

令和3年度非行防止教室等の実施について（通知）

このことについて、北海道警察本部生活安全部少年課長から、別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

これまで、各学校においては、警察をはじめとする関係機関と連携した取組が行われているところですが、道内における少年非行等の情勢は、検挙・補導された非行少年は減少傾向にあるものの、大麻の乱用や特殊詐欺への加担などにより検挙されているほか、児童生徒が被害者となる児童ポルノや児童買春事件等が後を絶たず、極めて憂慮すべき状況です。

こうしたことから、児童生徒の規範意識を醸成するとともに、児童生徒を犯罪被害から守る取組や命を大切にすることを育む教育を充実させることが重要です。

つきましては、北海道警察がこれまでも実施している非行防止教室、薬物乱用防止教室等や、令和2年度から開始した「自分の大切さを実感させる教室」を活用するなどして、児童生徒の健全育成に向けた取組の推進をお願いします。

なお、「自分の大切さを実感させる教室」については、少年サポートセンターの専門職員が、実例を通して児童生徒の自尊感情を高めることを目的に実施しておりますので、御活用願います。

〔生徒指導（学校安全）係〕
〔健康・体育指導係〕

写

道本少(非)第243号
令和3年1月7日

北海道教育庁
学校教育局生徒指導・学校安全課長 殿

北海道警察本部
生活安全部少年課長

令和3年度非行防止教室等の実施について(依頼)

平素から少年の非行防止対策を始めとする各種警察活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、道内における少年非行の情勢は、検挙・補導された非行少年は減少傾向にありますが、その一方で、大麻の乱用で検挙された少年は、令和2年11月末現在で34人と過去最多となっているほか、SNSの利用に起因する児童買春、児童ポルノ等の性被害が後を絶たないなど、児童生徒を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、道警察におきましては、令和3年度においても、別添「令和3年度非行防止教室等の実施要領」に基づき、学校や教育委員会と連携の上、非行防止教室等を実施してまいりたいと考えております。

特に、令和3年度は、昨今の少年を取り巻く環境を考慮し、非行防止教室等の重点を、「SNSの利用に起因する子供の犯罪被害防止」「少年の特殊詐欺への関与の防止」「大麻の乱用防止」としているほか、令和2年度に開始した少年警察補導員による「自分の大切さを実感させる教室」についても、多くの学校で実施させていただきたいと考えております。

つきましては、本取組の趣旨を御理解いただき、貴職から各市町村教育委員会及び関係各道立学校への御連絡をお願い申し上げます。

(非行対策係 251-0110内線3078)

令和3年度非行防止教室等の実施要領

1 目的

(1) 非行防止教室

少年の健全育成を基本理念として、少年の規範意識の向上及び犯罪被害防止を目的として実施します。

(2) 薬物乱用防止教室

少年の非行防止対策の一環として、少年の薬物乱用の根絶に向けた規範意識を醸成することを目的として実施します。

(3) 自分の大切さを実感させる教室（少年警察補導員による非行防止教室）

少年サポートセンターの専門職員が、事例を通してその背景等を伝え、少年の自尊感情を高めることにより、少年の非行及び犯罪被害を防止することを目的として実施します。

(4) 命の大切さを学ぶ教室

犯罪被害者・遺族の講話や警察官の講話を通して被害を受けた方々の心の痛みや被害者支援の必要性を認識することにより、犯罪被害者等への理解の促進、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運や規範意識を醸成することを目的として実施します。

2 対象者

小学校、中学校及び高等学校の児童生徒を対象とします。

ただし、命の大切さを学ぶ教室は、中学校以上の生徒を対象とします。

3 実施方法

(1) 講話方式

小学校、中学校及び高等学校における全校、学年単位、学級単位の児童生徒を対象として、集会又は授業において、講師による講話形式で行います。

(2) ティームティーチング方式

小学校、中学校及び高等学校における学級単位の児童生徒を対象として、警察職員が授業支援者となり、学級担任等の教員と協力して授業を行います。

(3) 校内放送方式

小学校及び中学校における全校の児童生徒を対象として、警察職員の映像又は音声を繰り返し校内で放映します。

(4) 犯罪被害者・遺族の講演会形式によるもの（注：命の大切さを学ぶ教室のみ）

中学校及び高等学校における全校、学年単位の生徒を対象として、犯罪被害者・遺族（下記一覧参照）が集会または授業において45～70分程度（時間調整も可）の講演を行います。

【命の大切さを学ぶ教室 講師】

死亡交通事故被害者遺族	6人
殺人事件被害者遺族	2人

4 重点

(1) 非行防止教室

ア 「SNSの利用に起因する子供の犯罪被害防止」

スマートフォン等が急速に児童生徒に普及していることに伴い、SNSの利用に起因する誘拐事件等の凶悪犯罪被害や児童買春、児童ポルノ等の性被害が後を絶たないことから、子供の犯罪被害防止のための注意喚起を図ります。

イ 「少年の特殊詐欺への関与の防止」

道内において、特殊詐欺に加担した少年が検挙される事案が発生していることから、少年の特殊詐欺への関与の防止に向けた意識向上を図ります。

(2) 薬物乱用防止教室

道内において、令和2年11月末現在の大麻事犯の検挙人員が過去最多となっていることから、「大麻の乱用防止」を重点として、大麻の有害性について正しい理解促進を図ります。

(3) 自分の大切さを実感させる教室（少年警察補導員による非行防止教室）

少年サポートセンターの専門職員が、実際の事例を通して、その背景、少年や保護者の思い等を心に訴えかけ、警察官とは違った視点から、自分の大切さを実感させる講話を行います。

(4) 命の大切さを学ぶ教室

道内においては、少年による粗暴犯のほか、いじめ相談の認知件数が増加傾向にあるため、犯罪被害者の心の痛みや命の大切さを認識させ、相手を思いやる心の醸成を図ります。

(5) 地域の実情に応じた重点

上記のほか、管内における犯罪の発生状況や学校内で問題となっている事案等を題材に非行防止教室を実施します。

5 申込要領

(1) 非行防止教室・薬物乱用防止教室・自分の大切さを実感させる教室

ア 非行防止教室や薬物乱用防止教室、自分の大切さを実感させる教室の開催を希望する学校は、学校所在地を管轄する警察署の少年担当係に別記様式「非行防止教室等申込書」を送付願います。

イ 「非行防止教室等申込書」は、令和3年2月26日（金）までに送付願います。

ウ 上記の送付以降、非行防止教室や薬物乱用防止教室、自分の大切さを実感させる教室の開催を希望する場合については、希望日のおおむね1か月前までに「非行防止教室等申込書」を送付願います。

エ 校内放送方式による非行防止教室又は薬物乱用防止教室を希望する学校は、随時最寄りの警察署の生活安全課にご相談ください。

オ 対象校以外の依頼でも可能な限り対応しますので、最寄りの警察署の生活安全課にご相談ください。

(2) 命の大切さを学ぶ教室

開催を希望される場合は、上記(1)のアのとおり、学校所在地を管轄する警察署の少年担当係に別記様式「非行防止教室等申込書」を送付願います。

また、犯罪被害者・遺族の講話の実施期間は、令和3年5月6日（木）から令和4年1月28日（金）までで、お受けできる学校には上限があり、先着順にお受けしますのでご了承ください。

6 申込後の事務手続き

(1) 各警察署において日程を調整の上、警察署担当係から各学校に連絡します。

(2) 実施を希望する学校が重複した場合等は、調整させていただくことがありますのでご了承ください。

非行防止教室等申込書

① 学 校 名	
② 住 所	
③ 担 当 者	氏名 _____ TEL (_____) _____
④ 実 施 日 時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 時 _____ 分 から 時 _____ 分 まで
⑤ 実 施 方 式	☐ 講話方式 ☐ TT方式 ☐ 校内放送方式 (複数記入可)
⑥ 対象児童生徒	☐ 第[_____]学年 計[_____]人 ☐ 全校一斉 計[_____]人
⑦ 希 望 内 容 ☐ 欄に チェックを 入れてください	☐ 非行防止教室 ☐ SNSの利用に起因する子供の犯罪被害防止 ☐ 少年の特殊詐欺への関与の防止 ☐ その他 (_____) ☐ 薬物乱用防止教室 ☐ 大麻の乱用防止 ☐ その他 (_____) ☐ 自分の大切さを実感させる教室 (少年警察補導員による非行防止教室) ☐ 命の大切さを学ぶ教室 ☐ 犯罪被害者・遺族の講演会形式によるもの ☐ 警察職員の講話方式によるもの ☐ 上記以外 [_____]
⑧ 備 考	(非行防止教室等に関し、ご要望等ありましたら、自由に記載してください)

非行防止教室等の内容一覧

1 講話・ＴＴ方式

	内容等
1 初発型非行防止	「万引きの防止」 小学校低学年向けの教材で、友だちへの万引きの事例を通して、万引きがどろぼうと同じ犯罪であることなどについて考えるきっかけとします。
2	「万引きの防止」 小学校中学年向けの教材で、万引きをしたり命令されたりする事例などを通して、直接商品に手を出さなくても犯罪となることなどについて考えるきっかけとします。
3	「万引き等の初発型非行の防止」 小学校高学年向けの教材で、万引きを命令することや盗品をもらう事例を通して、万引きや遺失物横領などの初発型非行について考えるきっかけとします。
4	「万引き等の初発型非行の防止」 中学校向けの教材で、友だちに誘われて万引きの見張りをしてしまう事例などを通して、万引きなどの非行に誘われたときにはどうしたらよいのかなどについて考えるきっかけとします。
5 暴力行為等防止	「いじめに起因する暴力行為等の防止」 小学校高学年向けの教材で、友だちへの暴力行為の事例を通して、背景にいじめがあることをうかがわれる犯罪行為などについて考えるきっかけとします。
6	「暴力行為などの防止」 中学校向けの教材で、窃盗や恐喝、いじめなどの事例を基にどのような罪になるのかを学ぶことを通して、身近で起こり得る暴力行為などの防止について考えるきっかけとします。
7 福祉犯被害の防止	「携帯電話等による福祉犯被害等の防止」 小学校高学年向けの教材で、個人情報の流出から起きたトラブルの事例を通して、ケータイやインターネットを利用する際の注意点などについて考えるきっかけとします。
8	「ケータイ・インターネットの危険性」 中学校向けの教材で、コミュニケーションアプリでの悪口・仲間はずれや自画撮り被害の事例を通して、ケータイ・インターネットの危険性について考えるきっかけとします。
9	「ケータイ・インターネットの危険性」 保護者向けの教材で、ＳＮＳによるトラブルなどの事例を通して、子どもがインターネットを安心・安全に利用するために、保護者ができることについて考えるきっかけとします。
10	「ストーカー被害防止」 中学校、高等学校向けの教材で、ストーカーから自分を守ったり、性的画像に関する被害に遭わないようにしたりすることについて理解を深めるきっかけとします。
11 特殊詐欺への関与の防止	「特殊詐欺への関与の防止」 中学校向けの教材で、オレオレ詐欺の事例を通して、詐欺グループに入るきっかけは身近な所に潜んでいることを理解するきっかけとします。
12	「特殊詐欺への関与の防止」 高等学校向けの教材で、軽い気持ちで受け子となり検挙された事例を通して、知らないうちに、特殊詐欺の犯罪に手を染めてしまう危険性について理解を深めるきっかけとします。
13 薬物乱用防止	「飲酒・喫煙及び薬物乱用の防止」 小学校高学年向けの教材で、飲酒の誘いを受ける事例を通して、未成年者の飲酒や喫煙の害、薬物乱用について考えるきっかけとします。
14	「飲酒・喫煙及び薬物乱用の防止」 中学校向けの教材で、未成年者の飲酒や喫煙の害や薬物の危険性について考えるきっかけとします。
15	「薬物乱用の防止」 高等学校向けの教材で、薬物の危険性や恐ろしさについて理解を深めるきっかけとします。
16	「危険ドラッグ」 小・中学校及び高等学校向けの教材で、危険ドラッグの危険性について考えるきっかけとします。

2 校内放送方式

	内容等
1 ネットトラブルの防止	「ワンクリック詐欺」 ワンクリック詐欺に遭ってしまった時の２つの注意点について指導することで、児童生徒にインターネット空間に潜む危険から被害を防止するための意識の醸成を図ります。
2	「スマートフォンの危険性」 スマートフォンなどの使用に関わって、友達等とのトラブルを未然に防止するために、「知らない人とやりとりをしない」「個人情報を掲載しない」「悪口を書き込まない」などの注意点について周知を図ります。
3	「個人情報の投稿に注意」「不適切な画像の投稿」 ＳＮＳなどに個人情報を投稿することは大変危険な行為であること、ツイッターなどに悪ふざけにより不適切な画像を投稿することは、一生の後悔につながることに説明します。
4	「無料オンラインゲームの落とし穴」 無料のオンラインゲームでもお金がかかる仕組みになっているものがあることや名前や電話番号などの個人情報を安易に伝えるとトラブルになることについて説明します。

5	ネットトラブルの防止	「インターネットいじめ」 無料通話アプリを利用する際の3つの注意点について指導することで、児童生徒にインターネットを使ったいじめの防止についての意識の醸成を図ります。
6		「SNSでの誹謗中傷」 相手の人格を否定する言葉は、SNS上であっても誹謗中傷であることを認識させ、SNSでの誹謗中傷の加害者にも被害者にもならないための意識の醸成を図ります。
7		「インターネット依存」 男子生徒が、深夜までインターネット等を使用したことで寝不足になり登校することができなくなった事例を通して、インターネットの依存防止についての意識の醸成を図ります。
8	児童ポルノ、児童買春等の児童の性被害防止	「セクストーション」 「ネットで知り合った人を信用しない」など、インターネットを利用する際の3つの注意点について指導することで、児童生徒にインターネット空間に潜む危険から被害を防止するための意識の醸成を図ります。
9		「自画撮り被害」「ありのおしらせ」 「サイバー安全標語『ありのおしらせ』」に基づき指導することで、児童生徒にインターネット空間に潜む危険から自らの身を守るための意識の醸成を図ります。
10		「性犯罪被害」 家出をした女子中学生が性犯罪の被害に遭った事例を通して、児童生徒にインターネット空間に潜む危険から自らの身を守るための意識の醸成を図ります。
11		「自画撮り被害」 女子中学生が成人男性にだまされて裸の画像を送信した事例を通して、児童生徒にインターネット空間に潜む危険から自らの身を守るための意識の醸成を図ります。
12		「児童ポルノ被害」 女子高生が、ホテルに誘われ、裸の姿を撮影された事例を通して、児童生徒にインターネット空間に潜む危険から自らの身を守るための意識の醸成を図ります。
13		「性犯罪被害」 性犯罪被害の未然防止、性犯罪被害に遭ってしまった際の対応など、児童生徒が自らの心や体を守るための意識の醸成を図ります。
14		「自画撮り被害の防止」 自画撮り被害に遭わないための意識の醸成を図ります。
15	不審者からの犯罪被害防止	「いかのおすし」 「子供を守る防犯標語『いかのおすし』」に基づき指導することで、児童生徒に不審者等からの被害防止についての意識の醸成を図ります。
16		「不審者の声かけの3つのパターン」 不審者の声かけのパターンについて児童生徒が事前に学ぶことで、不審者からの被害の未然防止を図ります。
17		「一人の時間が狙われる」 一人で留守番をしている時に気を付けること、もし一人でいる時に不審者に声を掛けられたら注意することなどについて学ぶことで、不審者からの被害の未然防止を図ります。
18		「エレベーターにも危険が潜んでいる」 何気なく利用しているエレベーターも、不審者からの被害に遭う場となることもあり、その未然防止を図ります。
19		「いかのおすしの一層の効果」 従来の「いかのおすし」の内容に、子ども自身が犯罪等から身を守るためにさらに必要とする要点を加えました。
20		「大切な心とからだの守り方」 暴力や性的被害の事例を説明し、SNS等の利用の仕方を認識させることで、犯罪被害の未然防止を図ります。
21		「性的問題行動の未然防止」 援助交際の事例を説明し、知らない人と会って援助を受けることは犯罪に巻き込まれる場合があることを認識させることで、犯罪被害の防止を図ります。
22	非行の未然防止	「万引きの未然防止」 万引きは、どのような罪になるのかなどについて指導することで、万引きの未然防止を図ります。
23		「万引きの未然防止」 「店から物を盗む」「逃げるため店員に暴行する」などの行為が犯罪であることを認識させることで、万引きの未然防止を図ります。
24		「いじめの未然防止」 いじめの事例を説明し、いじめは犯罪になる可能性があることを認識させることで、いじめの未然防止を図ります。
25		「特殊詐欺への関与の防止」 特殊詐欺に関わることは犯罪になることを認識させることで、特殊詐欺への関与の防止を図ります。
26	薬物乱用防止	「飲酒・喫煙の防止」 飲酒や喫煙の事例を説明し、成長期における飲酒・喫煙の害を認識させることで、未然防止を図ります。
27		「薬物乱用の防止」 依存性や耐性等の特徴や犯罪行為であることを認識させることで、薬物乱用の防止を図ります。
28		「大麻乱用の防止」 違法薬物の中でも特に10代、20代に広がりを見せている大麻について、特性や犯罪行為であることを認知させることで、大麻乱用の防止を図ります。

自分の大切さを実感させる教室

～事例を通して伝える思い～信じることをあきらめないで～



万引き、薬物、援助交際、いじめ、暴力など、さまざまな問題を抱える子供達。

その子供達は、寂しさ、苦しさ、痛みといった困難を抱えています。

日々、問題を抱える少年や保護者に寄り添い、支援を続けている少年サポートセンター職員だからこそ、伝えられる思いがあります。

父さんはいつも「親に迷惑かけるな」と怒った。母さんは「どうしてそんなことするの」と私を責めた。家にも学校にも居場所はなかった。

大人なんて誰一人信用できない。大嫌いだった。

髪を染めて、たばこを吸って、夜の街に出た。夜遊びしてる時、サポセンの人に補導された。初めはむかついたけど、いくら反抗してもしつこく構ってくるから、そのうち話をするようになった。

薬物をやって施設に入ることになった時、母さんが初めて泣いた。

「心配だった」と母さんは泣いた。私のこと嫌いじゃなかったの？

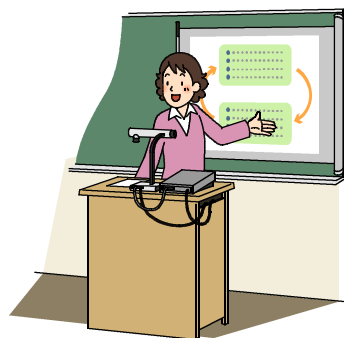
施設を出た後、離婚した母さんと二人で暮らすようになった。生活が落ち着いた頃、母さんが癌になった。最後に「ありがとう」と言って母さんは亡くなった。もっともっと母さんと話をしたかった。

サポセンの人は、いつも話を聴いてくれた。施設に入った時も母さんが亡くなった時も「またね。待ってるよ」と言ってくれた。

もっと早く相談すれば良かった。

信じてくれる大人がいるってことに気づけば良かった。

私は一人じゃなかったんだ…。



道警では、警察官による法の遵守を目的とした非行防止教室を実施してきましたが、これに加えて街頭補導や少年相談等を日常業務とする少年サポートセンターの専門職員が実際の事例を通して、警察官とは違った視点から、自分の大切さを実感させる非行防止教室を行います。

各警察署生活安全課少年係にお問合わせ頂ければ、少年サポートセンター担当者から直接、連絡し、打ち合わせさせていただきます。